

SAGA PAPA 育休アシスト奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、男性の育児参画を促進するため、事業主が男性労働者に育児休業を取得させた場合に、当該事業主に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するものとし、その交付に関しては、佐賀県補助金等交付規則（昭和 53 年佐賀県規則第 13 号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「育児休業」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）（以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 号に規定する育児休業（出生時育児休業を含む。）をいう。

(奨励金の種類及び対象となる取組)

第3条 奨励金の種類及び対象となる取組は別表のとおりとする。

(交付対象事業主)

第4条 奨励金の交付対象となる事業主（以下「交付対象事業主」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業主とする。ただし、国、地方公共団体、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は国若しくは地方公共団体が 2 分の 1 以上を出資している法人は、交付対象事業主としないものとする。

- (1) 常時雇用する労働者の数が 100 人以下である県内の事業所を有すること。
- (2) 労働協約又は就業規則に育児休業制度についての規定を設けていること。
- (3) SAGA WOMEN' S ACTION（女性の活躍推進佐賀県会議）の会員であること。
- (4) SAGA WOMEN' S ACTION（女性の活躍推進佐賀県会議）の自主宣言登録において、男性労働者に通算 14 日以上の子育休業を取得させる旨を宣言していること。
- (5) 育児休業を取得する男性労働者に対し、その上司が HAPPY CARD（県が指定する育休応援メッセージをいう。以下同じ。）を当該男性労働者へ直接交付していること。
- (6) 奨励金受給事業所として事業所名の公表に承諾すること。
- (7) 県が行う男性の子育休業取得促進に係る広報・啓発等に協力すること。

(奨励金対象者)

第5条 奨励金の対象となる育児休業取得者（以下「奨励金対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する男性労働者とする。

- (1) 前条第1号の事業所に勤務していること。
- (2) 雇用保険の被保険者として雇用されていること。
- (3) 子の出生に伴い、育児休業法第9条に規定する育児休業期間に、通算14日以上当該子に係る育児休業を取得していること。
- (4) 育児休業終了後、原職等に復職していること。

(奨励金の交付額等)

第6条 奨励金の交付額は、別表のとおりとする。

- 2 別表の①に定める奨励金の申請回数は、1交付対象事業主につき1回限りとする。
- 3 別表の②に定める奨励金の交付の対象となる育児休業の日数（以下「交付対象日数」という。）は、1奨励金対象者につき最大28日を限度とし、同一の交付対象事業主に対する交付は、別表の①及び②に定める奨励金の交付額の累計が年度あたり1,000千円に達するまで複数回交付できるものとする。
- 4 前項において、奨励金対象者が雇用保険法（昭和49年法律第116号）第61条の10に規定する出生後休業支援給付金を受給している場合は、現に出生後休業支援給付金の受給対象となった育児休業の日数は交付対象日数には算入しない。

(交付申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする交付対象事業主は、奨励金対象者が復職した年度であって別表に定める申請時期までに、SAGA PAPA 育休アシスト奨励金交付申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号の1及び様式第2号の2）に、別表に定める添付書類を添えて知事に申請するものとする。

(交付の決定及び額の確定)

第8条 知事は、奨励金の交付を決定し、及びその額を確定したときは、SAGA PAPA 育休アシスト奨励金交付決定・額確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 2 知事は、奨励金の不交付を決定したときは、SAGA PAPA 育休アシスト奨励金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(奨励金の交付)

第9条 前条第1項の通知を受けた交付対象事業主で、奨励金の請求を行う者は、SAGA PAPA 育休アシスト奨励金交付請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の提出を受けたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(不交付要件)

第10条 交付対象事業主からの申請であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金を交付しないものとする。

(1) 交付対象事業主が、適正な雇用管理を行っていないと認められる場合。

(2) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する場合。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(3) 前号のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合。

(奨励金の返還)

第11条 知事は、奨励金の交付を受けた事業主が、次の各号のいずれかに該当する場合は、SAGA PAPA 育休アシスト奨励金交付決定(一部)取消・返還通知書(様式第6号)により、当該事業主に対して交付決定した奨励金の全部又は一部について交付決定を取り消し、奨励金を返還させる旨の通知を行うものとする。

(1) 偽りその他不正な行為によって奨励金の交付を受けた場合

(2) 交付すべき額を超えて交付を受けた場合

(指導監督)

第12条 知事は、この奨励金の交付に関する事項について、必要に応じて検査し、奨励金の交付を受けた事業主に対して報告を求めることができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。